

清里区 請求相談日のご案内

戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の受付を行います。**請求相談時間は1件あたり30分～1時間と見込んでいます。**待ち時間が長くなることも予想されますのであらかじめご了承ください。

請求相談日程終了後（令和7年7月22日以降）も清里区総合事務所 市民生活・福祉グループで受け付けます。請求期限は、令和10年3月31日までです。早めの手続きをお願いします。

○ 請求相談日程

期 間	対象地区
令和7年7月1日（火）～ 7月4日（金）	菅原・岡嶺新田、岡野町、荒牧、 上深澤、上田島、
令和7年7月7日（月）～ 7月11日（金）	馬屋、塩曾根、今曾根、南田中、 武士、上稲塚、平成、弥生、みらい
令和7年7月14日（月）～ 7月18日（金）	青柳、梨窪、鶯澤、上中條、鈴倉、 寺脇、東戸野、棚田、北野・水草、 梨平、赤池

※期間中、都合が悪い場合は他の日でも結構です。（土日祝日は閉庁）

○ 請求相談窓口

清里区総合事務所 市民生活・福祉グループ
（上越市清里区荒牧18番地）

○ 受付時間

午前9時～午後4時

（請求に必要な戸籍等の窓口交付が、午後5時15分で終了するため、受付が延び、必要とする戸籍等が交付できない場合を考慮し、受付終了を午後4時とさせていただきます。）

○ その他

同封の書類等を持参してください。

担当：清里区総合事務所
市民生活・福祉グループ
電話：025—528—3111